

「改正建築物省エネ法・改正建築基準法講習会」開催のご案内

～ 建築士の方、建築士事務所開設者の方、実務に携わる方が対象です
4 / 1 改正法施行前の本会開催講習としては、最後となります ～

動画：令和7年1/28開催講習を録画した内容で、2/27動画講習と同内容となります。

主催：（一社）鹿児島県建築士事務所協会

講師：鹿児島県建築課／担当職員

令和4年（2022年）6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、建築確認対象の見直しや、審査省略制度（いわゆる「四号特例」）が縮小されます。

原則として、全ての建築物に対して、省エネ基準への適合が義務づけられます。

また、今般の改正により、建築主・設計者が行う確認申請の申請手続きも変更されます。

本講習会では、鹿児島県職員を講師とし、今般の改正に関する制度概要、県と4市（鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市）で作成した申請マニュアルなどについて説明しております。

つきましては、来月、4月1日に施行される改正内容についての講習となりますので、建築士の方、建築士事務所開設者の方をはじめ、実務に携わる皆様、この機会に是非とも受講くださいますようお願い申し上げます。

- 講習日 **令和7年3月26日(水) 13時30分～15時50分（受付13時00分～）**
- 会場 **かごしま県民交流センター 西棟2階「大ホール」**
- 定員 120名（定員になり次第、締切させていただきます）
- 受講対象 **建築士の方、建築士事務所開設者の方、実務に携わる方**
- 受講料 **※下記「本会会員」とは「（一社）鹿児島県建築士事務所協会」会員の場合のみ該当します**
 - 本会会員 2,200円／1人（10%税抜金額 2,000円／消費税額等 200円）
 - 一般 5,500円／1人（10%税抜金額 5,000円／消費税額等 500円）

【インボイス登録番号：T8340005000243】
- 資料 当日、配布いたします。
- 申込方法 申込期限内に下記振込先へ受講料をお振込のうえ、申込書を本会事務局までFAX送信してください。申込みは、**申込書受領と受講料納入にて受付完了**といたします。後日、受講票をFAX送信いたします。（講習日当日の申込受付は予定しておりません。）

申込先	一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会		
	住所	〒890-0055 鹿児島市上荒田町29-33	
	電話	099(251)9887	FAX: 099(251)9871
振込先	銀行	鹿児島銀行 鹿児島市役所出張所 普通預金 No.188923	
	口座名義	一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会 (振込手数料は、各自ご負担ください。)	

- 申込締切 **令和7年3月19日(水)（定員になり次第、締切させていただきます）**
- 講習内容 **動画：令和7年1/28開催講習を録画した内容で、2/27動画講習と同内容となります。**

時間	講習内容	講師	時間
13:00～	受付		
13:30～13:35	開会挨拶		
13:35～15:45 途中休憩あり	1. 改正建築物省エネ法について 2. 改正建築基準法について 3. 改正に係る建築確認申請の手続き等について ほか	県建築課技術主幹 兼計画指導係長 和田 克則 氏	約120分
15:45～15:50	その他説明		約5分
15:50	閉会		

- その他 講習会を欠席された場合、受講料の返金は致しかねます。（資料は配布いたします）